

## 男女共同参画

11月12日～25日は

「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

企画課男女共同参画推進室

☎ 23 | 3917

11月25日は女性に対する暴力撤廃国際日です。夫やパートナーからの暴力、性犯罪、セクシュアル・ハラースメント、ストーカー行為など、女性に対する暴力は、誰にでも起こりうる身近な問題です。この問題は、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題となっていてま

す。



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク  
(C)内閣府男女共同参画局

《もし、被害にあったら…》

暴力はどのような理由があっても許されません。「これくらいは暴力じゃない…」 「自分さえ我慢すれば…」 など、一人で抱え込まずに、話しやすい人に相談するか、下記の機関に相談してください。

《知人から相談を受けたら…》

被害者に対し「あなたは悪くない」というメッセージ

ジを送ってください。自分たちだけで解決しようとするのではなく、相談機関を紹介してあげてください。

★家庭児童相談・女性相談  
(市役所1階家庭児童相談室)

☎ 23 | 3957

月～金曜日

午前8時30分～午後5時  
(年末年始・祝日は休み)

★香川県子ども女性相談センター  
(配偶者暴力相談支援センター)

☎ 087 | 835 | 3211

月～土曜日

午前9時～午後9時  
(年末年始・祝日は休み)

★女性の権利ホットライン

☎ 0570 | 070 | 810

月～金曜日

(年末年始・祝日は休み)  
午前8時30分～午後5時15分  
(年末年始・祝日は休み)

★香川県警察総合相談センター

☎ #9110 (全国共通短縮ダイヤル)

☎ 087 | 831 | 0110

◎緊急の場合は110番へ